

豊崎地区におけるエアウェイリゾートにふさわしいまちづくりに関する決議

本市豊崎地区は、県内地先開発事業における成功事例として、著しい発展を遂げているところであります。

これは、本市や沖縄県土地開発公社を始めとする多くの方の熱意とご尽力により豊見城市地先開発事業の目的に従い豊崎地区のまちづくりを推進したことによるものであります。

しかし、近年、公有水面埋立法に係る規制が解除されつつある状況下において、豊崎のまちづくりにそぐわない風俗営業施設建設の動き等が生じていることも事実であります。このままでは、今後の県の大型MICE施設誘致や本市発展の象徴といえる豊崎地区の持続的な発展に大きく影を落とすこととなりかねず、深く憂慮するところであります。

つきましては、本市豊崎地区の更なる発展と豊崎地区の良好な居住環境の保全と向上のため、沖縄県土地開発公社及び本市に対し、次の事項について遵守されるよう強く要請いたします。

1. 本市豊崎地区の埋立当初の目的やエアウェイリゾート豊見城指定地域であることにかんがみ、事業者都合の、転売及び使用目的の変更の際にも沖縄県土地開発公社の募集（分譲案内）要綱等に添った土地利用とし、豊崎地区のまちづくりを推進すること。
2. 上記の趣旨を踏まえ、早急に市の要綱を作成すること。

以上、決議する。

平成26年 9月26日
沖縄県豊見城市議会